

防衛医科大学校達第6号

防衛医科大学校の教授会の組織及び運営に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第17号）第3条及び第6条並びに教授会の運営に関する達（昭和49年防衛医科大学校達第8号）第4条の規定に基づき、教育分科会規則を次のように定める。

昭和63年9月28日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

教育分科会規則

改正 平成元年 5月29日達第 4号
平成 7年 3月31日達第 1号
平成18年 3月31日達第 3号
平成26年 4月 1日達第 9号
平成27年 3月30日達第 5号
令和 5年 6月30日達第 3号

（設置）

第1条 医学科及び看護学科学生の教育に関する専門的事項を効率的に審議するため、教授会に教育分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（構成）

第2条 分科会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）分科会長 副校長（教育担当）

（2）委員

ア 医学教育研修センター長

イ 医学教育研修センター医学教育開発官

ウ 病院副院長（管理・運営担当）

エ 教授のうちから教授会議長の指名する者 若干名

（3）前号ウの委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 分科会長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を分科会に参加させ、意見を述べさせることができる。

（審議事項）

第3条 分科会は、教授会議長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）教育計画に関すること。

（2）教育内容に関すること。

（3）教育成果に関すること。

（4）その他教育に関すること。

（開催）

第4条 分科会は、必要に応じその都度、分科会長が招集する。

(教授会に対する報告)

第5条 分科会長は、分科会で審議が終了した事項について、その結果を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行う。

附 則

この達は、昭和63年9月28日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。